

岩手県高校生登山活動の取扱い

高校生（特別支援学校高等部の生徒を含む。以下同じ。）の登山活動は、その安全対策に万全の措置が必要であることから、実施する時期による登山活動の制限、登山計画の作成及び内容の確認について、平成29年12月1日付けスポーツ庁通知「冬山登山の事故防止について」、スポーツ庁が設置した「高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議」が平成29年11月に取りまとめた「高校生等の冬山登山の事故防止のための方策」及び令和7年7月2日付けスポーツ庁通知「夏山登山の事故防止について」の内容を踏まえつつ、下記のとおり取扱いを定める。

1 基本的な方針

(1) 冬山登山の原則禁止

高校生は、総合的な登山経験や、厳しい環境での登山における技術、体力、リスクマネジメント能力等が不足しており、冬山における安全を確保することは極めて難しいことから、原則として冬山登山を禁止する。

この取扱いにおいて冬山登山とは、厳冬期（12月1日から3月19日）及び残雪期（3月20日から5月第2日曜日）における登山活動とする。また、時期に関わらず、気温の変化や降雪、積雪等の気象条件による凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症などにより、遭難事故等が発生する可能性のある環境下で行う登山活動のことをいう。

(2) 登山活動の時期による活動制限

ア 本県の山岳エリアにおける登山活動については、地理的条件を踏まえ、次のとおりとする。

時期	時期の目安	活動制限
厳冬期	12月1日から 3月19日まで	原則として登山活動を禁止する。 ＜例外的に実施する場合＞ ・ 積雪量が少なく、安全な環境が確保されている場合に限り、 <u>標高1,000m以下</u> で森林限界を超えない範囲（具体的には鞍掛山、東根山、赤林山、南昌山、黒森山などこれに準ずる山域）とする。
残雪期	3月20日から 5月第2日曜日まで	原則として登山活動を禁止する。 ＜例外的に実施する場合＞ ・ 積雪のない山域、又は残雪量が少なく、安全な環境が確保された山域とする。
無雪期	5月第2日曜日の翌日から 11月30日まで	特に制限はないが、安全な環境が確保された山域とする。

イ 県外の山岳エリアにおける登山活動についても、原則として本取扱いに準ずるものとする。

(3) 冬山登山を例外的に実施する場合の条件や留意点等

ア 例外的に冬山登山を実施する場合には、保護者の承諾を得たうえで、学校の管理下のもと、冬山でリーダーシップを取れる指導者を確保するなど、安全な実施に必要な条件を整えて実施するものとし、登頂を目的とはしない歩行技術等の基礎的内容の習得を目的とした活動にとどめること。

イ 活動場所については、気象状況、地形、積雪量（残雪量）、参加生徒と指導者の技量や体力などを十分考慮すること。

ウ 実施に当たっては、十分な下見や準備を行うとともに、事前に「高校生登山活動に関わる確認会議（以下、「確認会議」という。）において確認された計画に沿って、生徒への事前指導を行うこと。予定した通りに活動できない事情が確認された場合には、計画を一旦停止し、状況を観察・検討したうえで、場合によって

は実施を見合わせるなど、慎重な対応を行うこと。

(4) 全ての時期に実施するために必要な条件

ア 活動場所については、登山の獲得目標を踏まえた適切な場所であることを十分に複数名で検討すること。その上で、時期、気象状況、地形、斜度、残雪量、参加生徒と指導者の技量やバックアップ体制の充実程度などから選定すること。また、活動内容は、登頂を最大の目的とはせずに、歩行技術（歩き方、ラッセル等）や生活技術（幕営、炊事等）等の習得を主な目的とする活動とすること。

イ 登山の実施に当たっては、必ず複数の指導者の引率体制とし、そのうち登山活動全体を統率する者（以下「リーダー」という。）は、登山について十分な知識と経験を有する者とすること。

リーダーは、山岳に係る資格又は資格に準じる知識・経験（国立登山研修所又は各都道府県が主催する研修会の受講、また、冬山登山の場合においては、一定の難易度以上の厳冬期登山のリーダー経験を有し、継続的に活動していること）を有している者が望ましいこと。

ウ 登山計画を作成する者（部活動顧問教員又は県高体連関係者等）は、活動計画（獲得目標、事前に可能性のある行動範囲と行動内容、荒天時の変更案を盛り込んだもの）について、事前に参加する高校生（以下「参加者」という。）の学校及び関係団体（以下、「学校等」という。）の長並びに保護者から承諾を得ること。

エ 学校等は、事前に所定の様式の登山計画を岩手県教育委員会（以下「県教委」という。）に提出することとし、そのうち厳冬期及び残雪期における活動については、確認会議において事前確認を受けること。

提出対象となる登山活動は、学校部活動、学校行事（実習中の登山を含む）及び岩手県高等学校体育連盟が主催する講習会等とする。

オ 県教委は、提出のあった登山計画について、「3 確認会議における手続き」のとおり処理すること。

カ 学校等は、参加者に対し、事前に計画の内容、留意事項、持ち物等の確認をするとともに、考えられる危険についての対応策等について、事前指導をしておくこと。

2 学校等における実施上の留意点

(1) 計画段階

ア 計画の企画立案、原案作成

- ・ 学校等は、生徒の希望する内容を把握し、この活動による獲得目標も明確にすること。それに基づいて、全体としての活動目的を明確化し、参加者の体力や技術に応じた計画とすること。
- ・ 学校等は、目的等や地形・気象情報等の事前調査を踏まえて活動場所を選定し、必ず下見や事前確認を行うこと。また、通信環境（無線機、携帯電話等）を確認すること。さらに、GPS 等で活動場所のコースを確認すること。
- ・ 学校等は、様々な事態に備え、必ず荒天時の計画（対策、エスケープルート等）を作成すること。

イ 生徒の事前学習、保護者の承諾、保険加入

- ・ 学校等は、生徒が事前に活動内容等（気象の基礎知識、遭難対策、クマ被害対策など想定される危険対策）について学習する機会を設けること。
- ・ 学校等は、事前に保護者に登山計画等を示し、承諾を得ること。
- ・ 参加者は、山岳保険に加入することが望ましい。なお、厳冬期及び残雪期における活動においては、参加者が山岳保険に加入することが特に望ましい。（様式 登山装備チェックリストの「個人装備 状況によって持参するもの」に「山岳保険加入」のチェック欄あり）

ウ 危機管理体制の確立

- ・ 学校等は、事故発生時対応マニュアルや緊急連絡先を作成し、緊急時に速やかに対応可能な組織、通信手段、関係機関との協力体制を入山前に構築しておくこと。

エ 装備品

- ・ 学校等は、必要な装備品等（個人及び共同の装備品、食糧、通信機器等）を確保し、事前にその使用方法等について習熟しておくこと。

オ 計画の事前確認

- ・ 学校等は、その長の承諾を得たうえで、作成した計画書を、次のとおり県教委に提出すること。

【県教委への提出】

1 提出期限

[厳冬期の計画]

- ・ 12月1日～12月31日の計画 「11月15日」
- ・ 1月1日～1月31日の計画 「12月15日」
- ・ 2月1日～2月28日(29日)の計画 「1月15日」
- ・ 3月1日～3月19日の計画 「2月15日」

[残雪期の計画]

- ・ 3月20日～4月14日の計画 「3月1日」
- ・ 4月15日～5月第2日曜日の計画 「4月1日」

[無雪期の計画]

- ・ 実施日(活動計画日)の「1週間前まで」

2 提出方法

作成した登山計画書(PDFファイル)は、メールにて提出すること。

3 提出先

「岩手県教育委員会事務局保健体育課(学校体育担当)」あて
E-mail DB0006@pref.iwate.jp

- ・ 確認会議から助言や指導を受けた学校等は、指摘事項について速やかに改善し、登山計画書を再提出すること。

カ 登山計画書(登山届)の提出

- ・ 学校等は、確認会議で確認等を受けた登山計画書について、保護者に写しを渡すとともに、関係者で共有すること。
- ・ 学校等は、登山計画書又は登山届を警察等の関係機関に提出すること。

(2) 当日の活動

ア 活動の範囲と目的の明確化

- ・ 学校等は、活動前に参加生徒の健康状態等を確認するとともに、当日の活動目的を明確にし、指導者間で認識を共有し、生徒への伝達・情報共有を徹底すること。
- ・ 学校等は、気象条件の変化等により予定していた計画を変更する場合には、事前に計画され、関係機関に届けられた荒天時の計画に従って行動することを原則とする。

イ 実施の判断

- ・ 学校等は、当日の活動内容について、気象状況、危険要因、生徒の体力、技能及び心的変化等を十分把握した上で、計画変更の必要性について複数の指導者で検討し決定すること。
なお、安全に対し不安がある場合は、迷うことなく、中止・延期等を行うこと。

ウ 適切な実施体制の構築及び高いレベルの安全への配慮

- ・ 学校等は、複数引率者の体制や本部の組織体制(意思決定含む)を適切に構築すること。また、活動中においても引率者と本部とのコミュニケーションを密に行い、必要な情報を共有すること。
なお、当日の指導体制が十分に整わない場合には、外部専門家等の協力を得ること。
- ・ 学校等及び引率者は、活動中に生じるおそれのある危険から生徒を保護すべき高いレベルの安全配慮が求められるため、仮に生徒の希望があったとしても、事前に確認した内容や方法、活動範囲を逸脱しないようにすること。

エ 必要な装備の携行

- ・ 学校等は、活動目的や場所に適した装備品等を携行すること。様式「登山装備チェックリスト」を確認し、必ず持参するものの他、「必要に応じて持参するもの」に記載にないものでも必要に応じて準備して

持参し、安全を期すこと。

- ・ 引率者は、緊急時の連絡先を整備（警察消防等の関係機関を含む）携行すること。

(3) 活動後の報告

ア 学校等は、厳冬期及び残雪期の活動について、活動終了後、登山報告書（様式参照）を次のとおり県教委に提出すること。

- ・ 提出期限
活動終了後、速やかに提出すること。
- ・ 提出方法
作成した様式（Excel または Word ファイル）をメールにて添付送信すること。
- ・ 提出先

「岩手県教育委員会事務局保健体育課（学校体育担当）」あて

E-mail DB0006@pref.iwate.jp

イ 学校等は、活動時期に関わらず、登山活動中に事故や怪我等が発生した場合は、当該の学校等から県教委に速やかに報告すること。

ウ 学校等は、活動終了後、最寄りの警察等に電話等で報告すること。

エ 学校等は、活動中、事故につながる様なヒヤリハット事例（登山道の状況、落石、クマ等の出没など）と遭遇した場合、今後の事故予防に生かすため、その状況について県教委に情報提供すること。

情報を受けた県教委は、関係学校等に周知を行うこと。

3 確認会議における手続き

- ・ 県教委は、学校等から提出された計画書について、次のとおり確認会議において事前確認又は情報共有を行うとともに、結果等について学校等に通知すること。

時期	時期の目安	手続きの流れ
厳冬期	12月1日から 3月19日まで	・ 構成員は、登山計画書の不備や不足を確認のうえ、計画内容の適否について書類による確認を行い、登山計画書に関する助言や指導を付記した結果を県教委に報告する。 ・ 県教委は、計画内容の適否について、前項の結果を当該の学校等に通知する。
残雪期	3月20日から 5月第2日曜日まで	
無雪期	5月第2日曜日の翌日から 11月30日まで	・ 構成員は、情報共有のあった登山計画書を確認のうえ、必要に応じて助言及び指導を行う。 ・ 県教委は、構成員からの助言及び指導について当該の学校等に通知する。

平成30年2月20日制定

平成31年2月20日一部改定

平成31年4月11日一部改定

令和2年2月18日一部改定

令和2年4月7日一部改定

令和4年3月2日一部改定

令和6年4月18日一部改定

令和7年12月19日一部改定

令和8年2月16日一部改訂

登山計画書の提出及び事前確認の流れ

